



市場調整カスタマイズプラン要綱

2026 年 11 月 1 日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社

市場調整カスタマイズプラン要綱

1 対象となるお客さま

この市場調整カスタマイズプラン要綱（以下「この要綱」といいます。）は、電気需給約款〔特別高圧・高圧〕（以下「需給約款」といいます。）のベーシックプランの対象となる需要で、ベースロード電力までの需要（以下「ベースロード」といいます。）およびベースロード電力をこえ契約電力までの需要（以下「ピークロード」といいます。）にそれぞれ異なる料金を適用して需給契約（以下「本契約」といいます。）を結ぶことについて、当社との協議が調ったものに適用いたします。

2 要 綱 の 変 更

- (1) 当社は、次の場合には、この要綱または別に定める料金表〔市場調整カスタマイズプラン〕（以下「料金表」といいます。）を変更することがあります。この場合、当社は、実施期日および変更後の市場調整カスタマイズプラン要綱または料金表〔市場調整カスタマイズプラン〕について、相当な予告期間をおいて、電磁的方法により周知するものとし、実施期日以降の電気料金その他の供給条件は、契約期間満了前であっても、変更後の市場調整カスタマイズプラン要綱または料金表〔市場調整カスタマイズプラン〕によります。

イ 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この要綱または料金表を変更する必要がある場合

ロ 電源の調達価格の高騰その他経済情勢の変化等の合理的な理由により、当社がこの要綱または料金表を変更する必要があると判断した場合

- (2) 当社は、この要綱または料金表を変更しようとする場合、変更しようとする事項について、その変更に先だって、契約締結前交付書面を交付し、または電磁的方法により提供し、説明いたします。

また、変更した事項、本契約を変更した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地について、この要綱または料金表の変更後遅滞な

く、契約締結後交付書面を交付し、または電磁的方法により提供いたします。

なお、その他の事項については、原則として契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付または電磁的方法による提供ならびに説明を省略いたします。

3 本契約の申込み

お客さまが新たに本契約を希望される場合、ベースロード電力を申し出ていただきます。

4 契 約 期 間

契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、本契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度の末日までといたします。

また、契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、本契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、新たな契約期間について、契約期間満了に先だって、契約締結前交付書面を交付し、または電磁的方法により提供し、説明し、また、新たな契約期間、本契約を継続した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地について、本契約の継続後遅滞なく、契約締結後交付書面を交付し、または電磁的方法により提供いたします。

なお、その他の事項については、原則として契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付または電磁的方法による提供ならびに説明を省略いたします。

- (2) お客さまの需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、(1)にかかわらず、原則として当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

5 契 約 電 力 等

- (1) 契約電力，ベースロード電力およびピークロード電力は，次のとおりといたします。

イ 契 約 電 力

契約上使用できる最大電力をいい，需給約款のベーシックプランに準じて定めます。

ロ ベースロード電力

ベースロードの最大電力をいい，お客さまと当社との協議によって定めます。

ハ ピークロード電力

ピークロードの最大電力をいい，イの契約電力からロのベースロード電力を差し引いた値といたします。

- (2) 高压で電気の供給を受け，契約電力が500キロワット未満のお客さまの契約電力がベースロード電力を下回る場合は，ベースロード電力を(1)ロによってすみやかに定めることとし，それまでの間のベースロード電力は，契約電力の値といたします。

6 料 金

料金は，基本料金，電力量料金およびベースロードおよびピークロードごとに需給約款別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(3)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，ベースロードについては，市場調整ゼロプランに準じて算定された燃料費調整額を加えたものとし，ピークロードについては，市場価格連動プランに準じて算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

(1) 基 本 料 金

基本料金は，料金表のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（需給約款の予備電力によって電気を使用した場合を除きま

す。)のピークロードに係る基本料金は、半額といたします。

(2) 電 力 量 料 金

電力量料金は、料金表のとおりといたします。

(3) 力率割引および割増し

イ 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ロ 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

7 使用電力量の算定

(1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。

(2) 料金の算定期間の使用電力量は、イの料金の算定期間のベースロード使用電力量およびロの料金の算定期間の時間帯別のピークロード使用電力量の合計といたします。

なお、ベースロード電力の値を2で除した値は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

イ 料金の算定期間のベースロード使用電力量は、次により算定した30分ごとのベースロード使用電力量を料金の算定期間（ただし、本契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

(イ) ベースロード電力の値を2で除した値が30分ごとの使用電力量を上

回る場合は、30 分ごとの使用電力量といたします。

(ロ) (イ)以外の場合は、ベースロード電力の値を2で除した値といたします。

ロ 料金の算定期間の時間帯別のピークロード使用電力量は、時間帯別に、次により算定した30分ごとのピークロード使用電力量を料金の算定期間（ただし、本契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。ただし、料金の算定期間の夜時間のピークロード使用電力量は、次により算定した30分ごとのピークロード使用電力量を料金の算定期間において合計した値から夜時間を除く時間帯別のピークロード使用電力量の合計を差し引いた値といたします。

(イ) イ(イ)の場合は、零といたします。

(ロ) イ(ロ)の場合は、30分ごとの使用電力量からベースロード電力の値を2で除した値を差し引いた値といたします。

8 契約超過金

- (1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力にピークロードに適用する基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増したものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに、原則として、その料金とあわせて支払っていただきます。

9 需給開始後の本契約の廃止または変更にもなう精算

お客さまが、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで本契約を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、非常変災等やむをえない理由による場合を除き、当社は、本契約の

消滅または変更の日に、接続送電サービス料金（当社が本契約にもとづきお客さまに電気を供給するにあたって適用される託送約款等に定める接続送電サービスの料金をいいます。）をお客さまに精算していただきます。この場合、接続送電サービス料金は、市場調整ゼロプランに準じたものとし、需給約款39（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう精算）に準じて算定した金額を申し受けます。

また、当社が当該一般送配電事業者等から、本契約の消滅または契約電力の減少にともなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。

10 期 中 解 約 金

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、本契約の消滅日に、本契約の消滅日から契約期間満了日までの期間について算定されるベースロードに係る基本料金（本契約の消滅日の前日のベースロード電力にベースロードに適用する基本料金率を乗じてえた金額に力率を100パーセントとみなして力率割引をしたものといたします。）の10パーセントに相当する金額を、期中解約金として申し受けます。ただし、本契約の消滅日が需給開始の日が属する年度の前の年度に属する場合の乗率は5パーセントといたします。

イ 契約期間満了に先だってお客さまが本契約を廃止しようとする場合
ロ 需給約款41（解約等）により本契約が解約され、または消滅する場合
ハ お客さまの都合によって需給開始に至らないで本契約を消滅しようとする場合

- (2) 期中解約金は、原則として、本契約の消滅日の前日を含む料金の算定期間の料金の支払期日までに、その料金とあわせて支払っていただきます。

11 そ の 他

- (1) この要綱により電気の供給を受けるお客さまは、需給約款の予備電力を契約することができます。ただし、この場合の予備電力の契約電力および

料金は、次のとおりといたします。

イ 契 約 電 力

契約電力は、本契約の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが本契約の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときに契約電力は、予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、本契約の契約電力の値が50キロワット未満のときを除き、50キロワットを下回らないものといたします。

ロ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金およびベースロードおよびピークロードごとに需給約款別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、6（料金）に準じて算定された燃料費調整額および市場価格調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはベーシックプランの基本料金（電気を使用する場合のものといたします。）の5パーセント、予備電源についてはベーシックプランの基本料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントに相当するものを適用いたします。

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、ベースロードについては、ベースロード使用電力量およびベースロードに適用する電力量料金率により、ピークロードについては、ピークロード使用電力量およびピークロードに適用する電力量料金率により、算定いたします。

なお、電力量料金は、本契約の電力量料金とあわせて算定いたします。

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、本契約の力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として本契約によって使用した電気とみなします。

(2) 当社は、ベースロードおよびピークロードごとに、需給約款23（料金の算定）および24（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

(3) 契約期間満了に先だって、原則として他の契約種別に本契約を変更することはできません。

また、原則としてベースロード電力を変更することはできません。ただし、5（契約電力等）(2)によりベースロード電力を変更する場合は、この限りではありません。

(4) その他の事項については、需給約款の定めを準用するものとし、この要綱は、需給約款の定めに優先して適用いたします。

附 則

1 実 施 期 日

この要綱は、2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

2 基本料金およびベースロード電力についての経過措置

2027年 4 月（計量期間等の始期が毎月初日のお客さまは、あらかじめお客さまにお知らせした場合を除き、2027年 3 月といたします。）の料金に係る計量期間等の終期までの期間について、基本料金およびベースロード電力は、次のとおりといたします。

(1) 基 本 料 金

1 月につきまったく電気を使用しない場合（需給約款の予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、6（料金）(1)にかかわらず、半額といたします。

(2) ベースロード電力

ベースロード電力は、11（その他）(3)にかかわらず、原則として90パーセント未満に減少することはできません。ただし、需給約款29（適正契約の保持）によりベースロード電力を変更する場合または高圧で電気の供給を受け、ベースロード電力が500キロワット未満の場合は、この限りではありません。